

株 主 各 位

大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社 **ハークスレイ**

代表取締役
社長 大槻 哲也

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況が続いておりますので、可能な限り書面またはインターネットにより議決権をご行使いただき、株主総会へのご来場は慎重にご判断いただきますようお願い申しあげます。

なお、書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

書面により議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月22日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル 4階 紫苑の間
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第43期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第43期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 吸収分割契約承認の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

当社では、株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

《新型コロナウイルスに関するお知らせ》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況が続いておりますので、可能な限り書面又はインターネットにより議決権をご行使いただき、株主総会へのご来場は慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、株主総会終了後に例年開催しておりましたグループ戦略のご説明につきまして、本年はやむなく中止とさせていただきます。

今後の状況により、会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.hurxley.co.jp/>) に掲載いたしますので、随時ご確認くださいませようお願い申し上げます。

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hurxley.co.jp/kessan/index.html>）において掲載することにより、お知らせいたします。

◎本招集ご通知及び提供書面は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hurxley.co.jp/kessan/index.html>）にも掲載しております。  
~~~~~

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年6月21日（月曜日）の午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォン利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前年より5大陸すべてに拡散し、その後変異株を派生しつつ爆発的流行を続ける新型コロナウイルスの影響により、2回にわたる緊急事態宣言とまん延防止等の経済抑止措置の実行を強いられ、個人消費の低迷や企業収益の悪化など厳しい状況で推移いたしました。一方で各種政策効果や海外経済の改善により、個人消費や輸出に持ち直しの動きが見られましたが、本格的な回復には至っておらず、依然として不透明な状況が続いております。このような環境の中、持ち帰り弁当事業では、ビジネスの中心に据えている『食に対する安心・安全への「こだわり」』を従業員に対して徹底する一方、積極的な商品開発、デジタルプラットフォームの利用及び不採算店や販管費の見直し等を推し進めて、企業価値の一層の向上を目指してまいりました。店舗委託事業においては積極的な新規出店、優良物件の仕入れ及び不採算店の解約等による利益の向上を図り、店舗管理事業においては収益機会を増やすことに注力してまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高351億26百万円（前年同期比25.9%減）、営業利益4億0百万円（同57.7%減）、経常利益9億12百万円（同26.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益70百万円（同94.4%減）となりました。売上高に関しては持ち帰り弁当事業の既存店売上は前年同程度を維持したものの、新型コロナウイルス拡大の影響は甚大で、持ち帰り弁当事業のイベント外販、店舗委託事業、店舗管理事業、仕出料理事業及びフレッシュベーカーリー関連事業の売上減少は避けることができず、前年実績を下回ることとなりました。その一方、各事業会社の適切かつ迅速なコスト削減への取組みによって、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた仕出料理事業やフレッシュベーカーリー関連事業の損失を補填したうえで営業利益及び経常利益を確保しております。また、親会社株主に帰属する当期純利益に関しては、フレッシュベーカーリー関連事業の売却損、新型コ

コロナウイルスの影響による収益低下で繰延税金資産の取崩しを行ったこと及び一部固定資産の減損を行ったことにより前年実績を下回ることとなりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

イ. 持ち帰り弁当事業

持ち帰り弁当事業、『元祖テイクアウト・元祖のり弁当』でおなじみ「ほっかほっか亭」においては、食のインフラ『わたしの街の台所』として地域の皆様の豊かな食生活に貢献することを目指し、『お店で手づくり、できたてのあたたかいお弁当』でお客様に安心・安全をお届けすることを追求しております。装いも新たに発売した「新春海老天井」や、特製の味噌だれとシャキシャキキャベツの相性にこだわった本格中華「回鍋肉シリーズ」が大変ご好評いただきました。また構想から開発におよそ半年かけ、サラダもたっぷり、えびフライとゆでたまごが一緒になったこれまでにない新しいタイプのお弁当「ハンバーグプレート」「しょうが焼プレート」を発売し、健康に気を遣われているお客様からの高い評価を得ております。加えて公式ツイッターやInstagramなどのSNS施策の強化や各種プレゼント企画等で「ほっかほっか亭」ブランドの強化に努めております。最大のトピックスとして、『スマホで注文！待たずに受け取り！』と銘打った公式モバイルオーダーを本格導入。「楽天ポイント」との連携や、決済方法の充実で、早くも多くのお客様にご利用いただいております。

これら積極的な商品開発とデジタルプラットフォームを利用した販売促進施策の効果もあり、店舗売上は前年同程度を維持いたしましたが、やはり新型コロナウイルスによる影響は大きく、イベント外販受注が大きく低迷いたしました。また不採算店の閉鎖による店舗数の減少の影響もあり、全体の売上高はやや減少しております。一方で不採算店の閉鎖や販管費の見直しを強力に推し進めた結果、営業利益は大きく改善いたしました。

持ち帰り弁当事業は、売上高161億91百万円（前年同期比6.7%減）、営業利益12億16百万円（同15.5%増）となりました。

ロ．店舗委託事業

店舗委託事業においては、新型コロナウイルスの影響を受け、飲食店を中心とする委託店舗の売上高は、4月の緊急事態宣言以降大幅に減少いたしました。このような環境の下、委託店舗オーナー及びビルオーナーとの連携を緊密にして空室の抑制に努めるとともに、低採算店舗の選別による物件稼働率の向上に注力し、キャッシュ・フロー重視の経営で事業の安定化を図ってまいりました。結果、売上高の減少に合わせて速やかにコストを低減させることに成功し、新型コロナウイルスの影響を最小限とすることができました。また、従来からの取組みである自社運営Webメディア「店通（てんつう）」を通じた情報発信で、ブランドの浸透とサービス向上に注力するとともに、コーポレートサイトの一新で、スマートフォンからのアクセスユーザビリティを改善し、お客様への訴求力の向上にも努めてまいりました。

店舗委託事業は、売上高149億82百万円（前年同期比40.5%減）、営業利益7億35百万円（同14.7%減）となりました。

ハ．店舗管理事業

店舗管理事業においては、新型コロナウイルスによる物件の稼働休止、物件関連収益機会の減少などの影響を受けました。このような状況下、ビルオーナーと緊密な連携を更に充実させて、資産価値を維持向上するための運用提案、ビルの管理関連サービスの積極的な展開、様々な業態のテナントオーナー向けのリーシングマネジメントサービスなどを確実に実施してまいりました。なお、前連結会計年度末の保有物件売却の影響により前年対比の営業利益が減少しておりますが、当連結会計年度において複数の商業ビルの購入及び「TRUNKシリーズビル」の竣工を行っており、成長戦略の一つである不動産ファンドサービスの展開を図っております。あわせて、不動産ファンド事業を強化するために、専門人材の増強及びライセンス（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）の取得をいたしました。これにより、新型コロナウイルスの収束後を見据えた店舗委託事業との連携強化が、より強固なものとなると想定しております。

店舗管理事業は、売上高7億28百万円（前年同期比8.5%減）、営業利益2億18百万円（同41.0%減）となりました。

ニ．物流食品加工事業

物流食品加工事業においては、カミッサリー第2工場が稼働開始したことで、生産能力はこれまでの3倍に向上し、既存商品の増産と、より安定した供給が可能になりました。また、多種多様な商品が製造できるように

なり、商品開発力も格段に向上しました。お客様の幅広く様々なニーズにお応えし、生産能力と開発力を強化した工場で生産された安心・安全な製品を、信頼される物流サービスでお届けいたしました。一方で新型コロナウイルス拡大の影響は大きく、売上高は前年を下回ることとなりましたが、営業利益は前年以上を確保しております。

物流食品加工事業は、売上高23億50百万円（前年同期比2.4%減）、営業利益71百万円（同21.3%増）となりました。

ホ. 仕出料理事業

仕出料理事業においては、新たな取組みとして、弁当・惣菜の催事出店等の百貨店催事展開を行い、好評をいただきました。一方で新型コロナウイルス拡大に伴い、仕出サービス、ケータリングサービスともに売上高は低調に推移いたしました。しかしながら緊急事態宣言の解除後はその都度確実に力強い売上拡大傾向を見せており、ワクチン普及後は確実に事業再拡大できるものと確信しております。

仕出料理事業は、売上高1億49百万円（前年同期比65.7%減）、営業損失3億5百万円（前年同期は営業損失14百万円）となりました。

ヘ. その他

フレッシュベーカーリー関連事業の事業性については再評価を行い、様々な選択肢を検討した結果、アルヘイム株式会社の事業すべてを譲渡いたしました。これにより当期は多額の売却損が発生いたしました。不採算事業の切り離しによって今後はグループの財務基盤の一層の安定化を見込んでおります。さらなる事業の選択と集中を進め、グループ全体の競争力の強化に注力してまいります。

その他の事業は、売上高7億25百万円（前年同期比40.4%減）、営業損失1億80百万円（前年同期は営業損失50百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、34億40百万円であります。その主な内訳としては、当社が12億90百万円（主に建物及び機械装置）、店舗流通ネット株式会社が20億74百万円（主に建物及び工具器具備品などの店舗内装設備）となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として25億40百万円の調達を行いました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 40 期 2018年3月期	第 41 期 2019年3月期	第 42 期 2020年3月期	第 43 期 2021年3月期
売 上 高	46,490	45,952	47,382	35,126
経 常 利 益	1,127	1,304	1,244	912
親会社株主に帰属する 当期純利益	626	919	1,276	70
1株当たり当期純利益(円)	66.72	97.94	135.72	7.66
総 資 産	36,379	36,006	35,564	37,302
純 資 産	19,917	20,402	21,192	20,886
1株当たり純資産額(円)	2,120.35	2,171.85	2,251.81	2,269.71

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第41期の期首から適用しており、第40期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
2. コインランドリーサービスにつきましては、従来、「営業外収益」、「販売費及び一般管理費」及び「営業外費用」として表示しておりましたが、第41期より「売上高」及び「売上原価」に含めて表示することに変更したため、第40期については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
店 舗 流 通 ネ ッ ト ㈱	100	100.0	飲食店の出退店の 総合支援事業
㈱ ア サ ヒ L & C	30	100.0	食材の保管、配送及び 加工、製品化
㈱ 味 工 房 ス イ セ ン	10	100.0	仕出し料理の販売、ケ ータリングサービス

- (注) 1. アルヘイム㈱は、2021年2月1日アルヘイムフードサービス㈱を新設分割し、その事業のすべてを新設会社に承継いたしました。併せて2021年2月16日新設会社の全株式を譲渡いたしましたので、上表より削除しております。
2. ㈱味工房スイセンは、2020年6月15日付で減資を行い、資本金が減少しております。

(4) 対処すべき課題

① 食に対する安心、安全への「こだわり」

当社グループでは、「食」ビジネスに携わる企業として、食に対する安心、安全への「こだわり」をビジネスの中心に据えております。グループ内食材製造工場における食品マネジメント国際規格FSSC22000の認証取得や、グループ内「品質管理」部門の設置で、品質管理の徹底を図るとともに日常の店舗での指導などを通して、お客様に対して安心・安全な「食」を継続して提供してまいります。

また新型コロナウイルスの拡大に対しては、電子マネー、クレジットカード、その他コード決済を含めたキャッシュレス決済の推進にも積極的に取り組み、お客様の利便性の向上に寄与しつつ、現金受け渡しによる感染の拡大防止にも努めてまいります。

② 魅力ある商品開発

当社では、お客様のニーズに的確にお応えし、お客様に支持いただけるメニューを提供することが成長の基礎であると考えております。そのため、新メニューの開発のみならず、既存メニューのリニューアル、定番商品の付加価値向上策などを通して、お客様の満足度向上を図ってまいります。

③ 原材料の安定供給とグループ外への販売の強化

食品衛生問題による鶏肉の輸入停止や台風などの自然災害の発生により畜産物、農産物の需給状況・市場価格が変動することがあります。当社の品質基準を満たす原材料を安定的に調達し、店舗に供給するため、取引先との密な連携を図るとともに、グループ内での食材加工・供給体制確立による生産性向上を進めてまいります。

また質の高い加工技術、食品マネジメントの国際規格FSSC22000の認証取得、第2工場の稼働による新規商材の拡充を武器にグループ外顧客からの一層の受注拡大に努めてまいります。

④ グループ管理体制の強化

当社グループは、「食」に関連する事業を中心に営業活動に邁進しておりますが、急速に変化する事業環境に適時に対応しつつ持続的な成長を維持していくためには、グループ管理体制の強化も重要であり、内部統制の実効性を高め、コーポレートガバナンスの充実を図ることにより、リスク管理の徹底、業務効率化を図ってまいります。

⑤ 人財の確保及び育成

当社グループでは、人財を最も重要な経営資源と位置づけており、優秀な人財の確保及び育成が更なる成長のために必要不可欠であると認識しております。人財獲得競争が激しくなる中で当社グループの将来を担う人財を確保していくため、積極的な採用を進めるとともに、教育・研修を充実し人財の育成を進めてまいります。また、能力主義を重視し社員に持てる能力を発揮するチャンスを与え、組織の活性化を図ってまいります。

⑥ 好立地への出店機会確保

新規出店において、お客様にとって利便性の高い好立地条件の物件を獲得していくことが、収益性を高め安定的な店舗運営を行うために重要な要素であると考えております。このため、グループ全体で物件情報の収集体制を構築・強化するとともに、売上予測などの情報分析精度の向上を図り、慎重かつ迅速な意思決定のもと好立地への出店機会確保に注力してまいります。

⑦ 環境保護や社会貢献活動への取組み

当社グループでは、食品ロスの削減をはじめ循環型社会の促進に貢献するため「ＢＧ無洗米」を使用し、節水のみならずとぎ汁の汚濁物質を抑制し、とぎ汁の下水処理にかかるＣＯ₂排出の削減を進めております。またレジ袋削減や廃プラスチック問題などの課題にも真摯に取り組んでおります。

さらに大阪府をはじめ大阪市及び尼崎市と災害救助物資の供給等に関する協定を結び、各自治体と連携・協働することにより、災害時における安定した「食」の供給に協力してまいります。

併せて人間及び地球の繁栄のための行動計画として掲げられた「持続可能な開発目標：SDGs (Sustainable Development Goals)」に対し当社グループも賛同し、様々な社会問題に真摯に向き合うとともに、事業を通じて持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

〔持ち帰り弁当事業〕

当社は、作りたてのあたたかいお弁当を持ち帰り方式で販売する「ほっかほっか亭」店舗をフランチャイズチェーンシステムにより、全国で展開しております。加盟店部門では、加盟店に対して弁当の材料である食材・包材などを販売するとともに、加盟店よりロイヤリティその他の営業収入を得ており、直営店舗部門では、直営店舗で持ち帰り弁当類を一般の消費者に提供しております。

〔店舗委託事業・店舗管理事業〕

店舗流通ネット株式会社（連結子会社）は、業務委託型店舗でオーナーとして飲食店を多角的に経営しているほか、開業サポート、店舗管理事業など、飲食に関する総合支援サービスを行っております。

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

大阪本社	大阪市北区鶴野町3番10号
東京本社	東京都港区海岸一丁目2番3号
東北事業所	仙台市宮城野区
関東事業所	東京都港区
群馬事業所	群馬県館林市
東海事業所	名古屋市天白区
北陸事業所	石川県金沢市
近畿事業所	大阪市北区
岡山事業所	岡山市南区
広島事業所	広島市安佐南区
山陰事業所	鳥取県米子市
九州事業所	熊本市東区
鹿児島事業所	鹿児島県鹿児島市

② 主要な子会社

店舗流通ネット(株)	東京都港区海岸一丁目2番3号
(株)アサヒL&C	兵庫県尼崎市西向島町15番6号
(株)味工房スイセン	東京都品川区西五反田五丁目30番20号

(注) アルヘイム(株)は、2021年2月1日アルヘイムフードサービス(株)を新設分割し、その事業のすべてを新設会社に承継いたしました。併せて2021年2月16日新設会社の全株式を譲渡いたしましたので、上表より削除しております。

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
427 (746) 名	20名減 (283名減)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末比増減のうち従業員28名減 (パート及び嘱託社員162名減) はフレッシュベーカー関連事業の譲渡によるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
198 (694) 名	19名減 (105名減)	41.3歳	9.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,295百万円
株式会社三井住友銀行	1,636
株式会社商工組合中央金庫	732
株式会社みずほ銀行	597
株式会社滋賀銀行	528
株式会社三菱UFJ銀行	399

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 33,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,025,032株
- ③ 株主数 6,470名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ラ イ ラ ッ ク	4,012千株	43.57%
株 式 会 社 麻 生	673	7.31
株 式 会 社 こ や の	472	5.13
青 木 達 也	330	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	139	1.51
日 本 ハ ム 株 式 会 社	109	1.18
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	105	1.14
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	104	1.13
ハ ー ク ス レ イ 取 引 先 持 株 会	88	0.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	70	0.76

(注) 1. 当社は、自己株式を1,817,615株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 - i. 2015年8月11日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の名称
株式会社ハークスレイ第4回新株予約権
 - ・新株予約権の数
445個
 - ・新株予約権の目的となる株式の数
44,500株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり115,200円（1株当たり1,152円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項
 - イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2017年8月25日から2022年8月24日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ.対象者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは使用人または当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ.1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当 社 取 締 役 (社外取締役を除く)	30個	3,000株	3名
当 社 監 査 役 (社外監査役を除く)	—	—	—
当 社 社 外 取 締 役	—	—	—
当 社 社 外 監 査 役	20	2,000	2

ii. 2019年8月7日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の名称
株式会社ハークスレイ第5回新株予約権

- ・新株予約権の数
1,230個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
123,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり109,300円（1株当たり1,093円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項
 - イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年8月27日から2024年8月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ.対象者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役もしくは使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ.1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当 社 取 締 役 (社外取締役を除く)	180個	18,000株	3名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

役 名	氏 名	担 当
代 表 取 締 役 会 長	青 木 達 也	
代 表 取 締 役 社 長	大 槻 哲 也	営業統括本部 本部長
取 締 役	澤 田 忠 雄	
取 締 役	酒 井 豊	
取 締 役	道 畑 富 美	
取 締 役	武 田 之 通	
常 勤 監 査 役	森 田 昌 作	
監 査 役	鈴 鹿 良 夫	
監 査 役	辻 本 健 二	

- (注) 1. 取締役酒井豊氏、取締役道畑富美氏、取締役武田之通氏は、社外取締役であります。また、取締役酒井豊氏、取締役道畑富美氏は、㈱東京証券取引所が、一般株主保護のために確保することを義務付けている同取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
2. 常勤監査役森田昌作氏、監査役鈴鹿良夫氏、監査役辻本健二氏は、社外監査役であります。また、監査役鈴鹿良夫氏、監査役辻本健二氏は、㈱東京証券取引所が、一般株主保護のために確保することを義務付けている同取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 当事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
- 代表取締役会長青木達也氏は、㈱アサヒ L & C、㈱アサヒ・トーヨー、アルヘイム㈱、店舗流通ネット㈱、㈱鹿児島食品サービス、㈱味工房スイセンの代表取締役及び TRN インベストメント・マネジメント㈱、TRN Capital Management㈱、㈱ファースト・メイトの取締役を兼務しております。
 - 代表取締役社長大槻哲也氏は、㈱アサヒ L & C、店舗流通ネット㈱の取締役を兼務しております。
 - 取締役澤田忠雄氏は、㈱アサヒ L & C の代表取締役、アルヘイム㈱、㈱鹿児島食品サービス、㈱アサヒ・トーヨーの取締役を兼務しております。
 - 取締役酒井豊氏は、堂島不動産㈱の代表取締役を兼務しております。
 - 取締役道畑富美氏は、㈱Global Product Explorer Japanの代表取締役、Foodbiz-net.comの代表、㈱カサクリエティブネットの取締役を兼務しております。
 - 取締役武田之通氏は、㈱ライラックの経営企画室室長を兼務しております。
 - 監査役森田昌作氏は、㈱アサヒ L & C、㈱アサヒ・トーヨー、アルヘイム㈱の監査役を兼務しております。
 - 監査役鈴鹿良夫氏は、鈴鹿税理士事務所の代表、グンゼ㈱、㈱辰巳商会の社外監査役を兼務しております。
 - 監査役辻本健二氏は、公益財団法人関西生産性本部の特別顧問、レンゴー㈱の社外監査役を兼務しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社並びに関連会社の一部を含む全ての取締役・監査役・執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟及び第三者訴訟等の損害が補填されることとなります。

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

イ. 就任

2020年6月23日開催の第42期定時株主総会において、武田之通氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

2020年11月2日付で、代表取締役会長青木達也氏は、TRN Capital Management(株)の取締役に選任され、就任いたしました。

2021年1月12日付で、取締役澤田忠雄氏は、(株)アサヒ・トーヨーの取締役に選任され、就任いたしました。

2021年2月5日付で、代表取締役会長青木達也氏は、(株)ファースト・メイトの取締役に選任され、就任いたしました。

ロ. 異動

2020年5月19日付で、代表取締役社長大槻哲也氏は、(株)鹿児島食品サービスの取締役に任期満了により退任いたしました。

2020年5月28日付で、監査役森田昌作氏は、店舗流通ネット(株)の監査役に任期満了により退任いたしました。

2020年6月23日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、取締役西関善次氏は任期満了により退任いたしました。

(注) 当事業年度以降の取締役及び監査役の異動

・2021年4月30日付で、取締役道畑富美氏は、(株)カサクリエイティブネットの取締役に退任いたしました。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に決定するものとする。

3. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等に関しては、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いと、その他経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務内容を非業績指標としてこれに加味し、相当と思われる額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

4. 基本報酬及び業績連動報酬の割合の決定に関する方針

株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額に関しては取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価按分とする。

ロ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	51 (7)	46 (7)	5 (0)	－ (－)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	11 (11)	1 (1)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	64 (20)	57 (18)	6 (2)	－ (－)	10 (7)

- (注) 1. 上表には、2020年6月23日開催の第42期定時株主総会の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は営業利益であります。その実績は363百万円であります。当該指標を選択した理由は事業運営の結果を表す数値として最適と判断したからであります。当社の業績連動報酬は各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いと、その他経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務内容を非業績指標としてこれに加味し算定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第37期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第28期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。
6. 取締役会は、代表取締役会長青木達也氏に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価按分の決定を委任しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

グループ会社役員兼務の社外取締役に對するグループ会社からの当事業年度の役員報酬等はありません。また、グループ会社監査役兼務の社外監査役に對するグループ会社からの当事業年度の監査報酬を加えた社外監査役への支払総額は8百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び兼職先と当社との関係

1. 取締役酒井豊氏は、堂島不動産㈱の代表取締役であります。

当社と堂島不動産㈱との間には重要な取引その他の関係はありません。

2. 取締役道畑富美氏は、㈱Global Product Explorer Japanの代表取締役、Foodbiz-net.comの代表、㈱カサリエイティブネットの取締役であります。

当社と㈱Global Product Explorer Japan、Foodbiz-net.com及び㈱カサリエイティブネットとの間には重要な取引その他の関係はありません。

3. 取締役武田之通氏は、㈱ライラックの経営企画室室長であります。

㈱ライラックは当社の大株主であり、当社代表取締役会長青木達也氏が同社の代表取締役を務めております。

4. 監査役森田昌作氏は、㈱アサヒ L & C、㈱アサヒ・トーヨー、アルヘイム㈱の監査役を兼務しております。

当社は、㈱アサヒ L & C との間に保管・配送業務委託の取引及び食材加工委託の取引、㈱アサヒ・トーヨーとの間に食材加工委託の取引、アルヘイム㈱との間に資金の貸付等の取引があります。

5. 監査役鈴鹿良夫氏は、鈴鹿税理士事務所の代表であり、グンゼ㈱、㈱辰巳商会の社外監査役を兼務しております。

当社と鈴鹿税理士事務所、グンゼ㈱及び㈱辰巳商会との間には重要な取引その他の関係はありません。

6. 監査役辻本健二氏は、公益財団法人関西生産性本部の特別顧問であり、レンゴー㈱の社外監査役を兼務しております。

当社と公益財団法人関西生産性本部及びレンゴー㈱との間には重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会 （7回開催）
	定時取締役会 （11回開催）	臨時取締役会 （4回開催）	
	出席回数	出席回数	出席回数
取締役 酒井 豊	11回	4回	－
取締役 道畑 富美	11	4	－
取締役 武田 之通	10	3	－
常勤監査役 森田 昌作	11	4	7回
監査役 鈴鹿 良夫	10	4	7
監査役 辻本 健二	11	4	7

・取締役会、監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

1. 取締役酒井豊氏は、長年にわたる公職での豊富な経験と見識を有しており、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。それらの専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
2. 取締役道畑富美氏は、長年にわたる「食」に関わる事業において豊富な経験と見識を有しており、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。それらの専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
3. 取締役武田之通氏は、2020年6月23日の就任以降の当事業年度に開催された取締役会の全てに出席しております。同氏は、長年にわたる保険会社での豊富な経験と見識を有しており、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。それらの専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
4. 常勤監査役森田昌作氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また金融機関出身者としての専門的見地から、取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 監査役鈴木良夫氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また税理士としての専門的見地から、取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
6. 監査役辻本健二氏は、生産性向上・労使関係等に関する深い知識と経験を有しており、取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 協立監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、協立監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

〔内部統制システムの基本方針〕

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
経営理念や役員執務規程のもと、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令
定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を
発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制
を強化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理・秘密
保持規程、内部者取引防止規程に基づきその保存媒体に応じ遺漏なきよう十
分な注意をもって保存・管理に努めることとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理規程において、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同
規程に沿ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、
危機管理連絡協議会メンバー及び顧問弁護士などを含む外部アドバイザーを
もって迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を
整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に
おいて、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細についての定めに
よるものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定め
る。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るとともに、必要に応
じて各担当部署において規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うもの
とする。

⑥ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社及び関連会社（以下「関係会社」といいます）において、当社グループ経営に重大な影響を与える事態が発生した場合またはそのおそれがある場合の対策組織の編成方法を整備し、有事の対応を迅速に行うことで、損害・影響が最小となるよう努めます。
- (2) 関係会社の経営における自主自立を尊重しつつ、一方で、グループ全体の連帯性の強化も図ることによって、グループ全体の拡大発展が遂げられるよう、関係会社管理規程を定めます。その上で、関係会社運営のための指導にあたります。
- (3) 関係会社の取締役等の職務執行に係る事項が、随時当社に報告されるよう、関係会社管理規程に基づいて、重要事項について子会社に決裁や報告を求めます。
- (4) 関係会社の取締役や使用人等が、関係会社における法令・定款違反行為を発見した場合には、社内通報先である当社内部監査室や、社外通報先である弁護士事務所に相談・通報できる内部通報制度を設けて運用しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より求めがあれば、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事し、その者の評価は監査役が行い、任命、解任、人事異動、賃金などの改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求めたり、内部監査室に調査を要請することができるものとする。監査役に法令違反行為などを通報または相談をする報告者が不利な取扱いを受けないよう運用することとする。監査役の職務に関する費用請求に対し、明らかにその職務執行に必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担し速やかに前払いまたは償還に応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制推進委員会を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及びグループ各社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

反社会的勢力への対応については、危機管理規程に基づき、管理本部を本件に関し統括を行う部署と定め、情報を一元化し迅速に的確な対応をするとともに、弁護士、警察官と連携し、組織的に対応を行うことができる体制を整備する。

〔内部統制システムの運用状況の概要〕

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、問題点が認識された場合には、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

内部監査部門は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、当事業年度の内部監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、内部監査部門は、財務報告に係る内部統制についての内部統制評価手続を併せて実施しております。

グループ会社の管理につきましては、「関係会社管理規程」、「取締役会規程」及び「職務権限および決裁手続規程」に基づき、グループ各社から、その業務執行について、当社の取締役会、所管部門に対する報告を受け、決裁を実施しております。

取締役会は当事業年度に15回開催し、重要な意思決定を行うとともに、各取締役の事業計画の遂行状況やその他の業務執行状況の監督を実施しております。

監査役会は当事業年度に7回開催し、各監査役は監査に関する報告を行うとともに活発な議論を行っております。また、監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、代表取締役をはじめとする各取締役、重要な使用人、会計監査人との間で情報交換を行うことで取締役の職務の執行を監督し、内部統制の運用状況の確認を行っております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,163	流 動 負 債	7,826
現金及び預金	5,157	買 掛 金	1,803
受取手形及び売掛金	1,377	1年内償還予定の社債	10
商品及び製品	5,371	短 期 借 入 金	1,700
原材料及び貯蔵品	54	1年内返済予定の長期借入金	1,673
その他の	1,222	未 払 金	453
貸倒引当金	△19	未払法人税等	139
固 定 資 産	24,139	未払消費税等	81
有形固定資産	15,342	賞与引当金	171
建物及び構築物	5,307	その他の	1,793
機械装置及び運搬具	528	固 定 負 債	8,590
工具、器具及び備品	232	社 債	20
土地	9,246	長 期 借 入 金	4,102
リース資産	26	長期預り保証金	3,673
無形固定資産	755	繰延税金負債	119
借 地 権	203	退職給付に係る負債	24
の れ ん	349	資産除去債務	375
その他の	202	その他の	274
投資その他の資産	8,041	負 債 合 計	16,416
投資有価証券	2,174	純 資 産 の 部	
長期貸付金	9	株 主 資 本	20,878
敷金及び保証金	5,284	資 本 金	4,036
繰延税金資産	300	資 本 剰 余 金	3,971
長期未収入金	543	利 益 剰 余 金	15,372
その他の	290	自 己 株 式	△2,501
貸倒引当金	△560	その他の包括利益累計額	1
資 産 合 計	37,302	その他有価証券評価差額金	1
		新 株 予 約 権	5
		非支配株主持分	—
		純 資 産 合 計	20,886
		負 債 純 資 産 合 計	37,302

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	35,126
売上原価	25,395
売上総利益	9,730
販売費及び一般管理費	9,330
営業利益	400
営業外収益	688
受取利息	0
受取配当金	23
受取賃貸料	194
業務委託契約解約益	119
持分法による投資利益	15
その他	333
営業外費用	175
支払利息	18
賃貸費用	79
業務委託契約解約損	28
その他	49
経常利益	912
特別利益	0
固定資産売却益	0
その他	0
特別損失	279
固定資産売却損	1
固定資産除却損	126
リース解約損	8
減損損失	24
事業分離における移転損失	103
その他	13
税金等調整前当期純利益	634
法人税、住民税及び事業税	245
法人税等調整額	317
当期純利益	70
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	70

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年4月1日から
2021年3月31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,036	3,971	15,659	△2,269	21,397
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△357		△357
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			70		70
自 己 株 式 の 取 得				△232	△232
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△286	△232	△519
当 期 末 残 高	4,036	3,971	15,372	△2,501	20,878

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△209	△209	4	－	21,192
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△357
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					70
自 己 株 式 の 取 得					△232
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）	210	210	1		212
当 期 変 動 額 合 計	210	210	1	－	△306
当 期 末 残 高	1	1	5	－	20,886

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称 店舗流通ネット㈱、㈱アサヒ L & C、㈱味工房スイセン

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 ㈱アサヒ・トーヨー、㈱ほっかほっかフーズ

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、店舗流通ネット㈱他3社の決算日は2月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品 主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、販売用不動産については、個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しており、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、一部の有形固定資産については、種類別の使用可能期間に基づく耐用年数とする定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

- | | |
|---------------------------------|---|
| <p>ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)</p> | <p>定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。</p> |
| <p>ハ. リース資産</p> | <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> |
| <p>③ 重要な引当金の計上基準</p> | |
| <p>イ. 貸倒引当金</p> | <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> |
| <p>ロ. 賞与引当金</p> | <p>従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> |
| <p>④ 重要なヘッジ会計の方法</p> | |
| <p>イ. ヘッジ会計の方法</p> | <p>金利通貨スワップ及び金利スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。</p> |
| <p>ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象</p> | <p>ヘッジ手段…金利通貨スワップ及び金利スワップ
ヘッジ対象…外貨建長期借入金及び利息</p> |
| <p>ハ. ヘッジ方針</p> | <p>金融機関からの借入金の一部について、外貨建借入金の為替変動及び金利変動によるリスクを回避するため、金利通貨スワップ及び金利スワップを利用しております。</p> |
| <p>ニ. ヘッジの有効性評価の方法</p> | <p>金利通貨スワップ及び金利スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。</p> |
| <p>⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項</p> | |
| <p>イ. 消費税等の会計処理</p> | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |
| <p>ロ. 売上高の会計処理</p> | <p>連結子会社のうち、１社について、売上原価に含まれている業務委託料等を売上高から控除しない方法（総額表示）によっております。</p> |
| <p>ハ. 退職給付に係る負債の計上基準</p> | <p>連結子会社のうち、１社について、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> |

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に関する見積り

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

減 損 損 失	24百万円
有 形 固 定 資 産	15,342百万円
無 形 固 定 資 産	755百万円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、資産等について新たに減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要性が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	1,793百万円
土 地	6,867百万円
現 金 及 び 預 金	32百万円
計	8,692百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	541百万円
長 期 借 入 金	1,302百万円
計	1,843百万円

(2) 固定資産の減価償却累計額

10,698百万円

(3) 固定資産の保有目的の変更

当連結会計年度において、固定資産の一部について保有目的を変更したことに伴い、建物及び構築物1,306百万円、土地及び借地権1,428百万円を商品及び製品（販売用不動産）へ振り替えております。

5. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
㈱ハークスレイ (大阪府)	店舗 (5店舗)	建物及び構築物 工具、器具及び備品	21
店舗流通ネット㈱ (東京都)	店舗 (4店舗)	建物及び構築物	3
合計			24

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っており、遊休資産については当該資産単独でグルーピングを行っております。

上記の資産については、投資の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度における減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物22百万円、工具、器具及び備品2百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は零としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	11,025千株	一千株	一千株	11,025千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,615千株	210千株	一千株	1,825千株

(注) 自己株式数の増加は、取締役会の決議に基づく取得に伴うものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	357百万円	38円	2020年3月31日	2020年6月24日

(注) 2020年6月23日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当20円を含んでおります。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 18,200株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に運用目的の株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、管理部門においてグループ全体の財務状況、資金繰りを把握し、健全な事業運営を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての借入金等について、為替の変動リスク及び金利の変動リスクを回避するために、金利通貨スワップ及び金利スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況などを把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社については、グループ全体で資金管理を行うとともに、子会社は同様に流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することなどにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,157	5,157	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,377	1,377	—
(3) 投資有価証券	758	758	—
資 産 計	7,293	7,293	—
(1) 買掛金	1,803	1,803	—
(2) 短期借入金	1,700	1,700	—
(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	5,776	5,768	△7
負 債 計	9,279	9,271	△7

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元金金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価格により算定しております。

一部の変動金利による長期借入金は金利通貨スワップ及び金利スワップの一体処理(振当処理、特例処理)の対象とされており、当該金利通貨スワップ及び金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップ及び金利スワップの一体処理(振当処理、特例処理)によるものは、ヘッジ対象とされている変動金利外貨建長期借入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
敷金及び保証金 ※ 1	5,284
長期預り保証金 ※ 2	3,673
非上場株式等 ※ 3	1,414

※ 1 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※ 2 賃貸物件における賃借人から預託されている長期預り保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※ 3 非上場株式等については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、(3)「投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用建物（土地を含む。）等を有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度末の時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
5,226	5,902

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額であります。その他の主な物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、期中に新規取得した物件については、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,269円71銭

(2) 1株当たり当期純利益

7円66銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,204	流 動 負 債	3,957
現 金 及 び 預 金	1,304	買 掛 金	1,424
売 掛 金	677	1年内返済予定の長期借入金	1,264
商 品 及 び 製 品	656	未 払 金	238
原材料及び貯蔵品	44	未 払 費 用	476
短 期 貸 付 金	2	未 払 法 人 税 等	96
未 収 入 金	73	未 払 消 費 税 等	25
未収還付法人税等	64	預 り 金	205
そ の 他	384	前 受 収 益	20
貸 倒 引 当 金	△2	賞 与 引 当 金	79
固 定 資 産	14,013	そ の 他	125
有 形 固 定 資 産	8,792	固 定 負 債	2,855
建 物	3,789	長 期 借 入 金	1,253
構 築 物	80	長 期 未 払 金	103
機 械 及 び 装 置	443	長 期 預 り 保 証 金	1,265
車 両 運 搬 具	2	資 産 除 去 債 務	220
工具、器具及び備品	184	そ の 他	13
土 地	4,291	負 債 合 計	6,812
リ ー ス 資 産	0	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	90	株 主 資 本	10,397
商 標 権	0	資 本 金	4,036
ソ フ ト ウ ェ ア	61	資 本 剰 余 金	3,919
リ ー ス 資 産	17	資 本 準 備 金	878
施 設 利 用 権	1	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,041
電 話 加 入 権	10	利 益 剰 余 金	4,934
投資その他の資産	5,130	利 益 準 備 金	130
投資有価証券	803	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,804
関係会社株式	3,196	別 途 積 立 金	2,190
出 資 金	3	繰 越 利 益 剰 余 金	2,613
長 期 貸 付 金	7	自 己 株 式	△2,494
関係会社長期貸付金	911	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2
繰 延 税 金 資 産	13	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2
敷 金 及 び 保 証 金	990	新 株 予 約 権	5
そ の 他	169	純 資 産 合 計	10,405
貸 倒 引 当 金	△966	負 債 純 資 産 合 計	17,217
資 産 合 計	17,217		

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	16,331
売 上 原 価	9,016
売 上 総 利 益	7,314
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,950
営 業 利 益	363
営 業 外 収 益	1,003
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	560
受 取 賃 貸 料	253
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	37
雑 収 入	150
営 業 外 費 用	390
支 払 利 息	7
賃 貸 費 用	148
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	211
雑 損 失	22
経 常 利 益	977
特 別 利 益	224
固 定 資 産 売 却 益	224
新 株 予 約 権 戻 入 益	0
特 別 損 失	58
固 定 資 産 売 却 損	1
固 定 資 産 除 却 損	35
減 損 損 失	21
税 引 前 当 期 純 利 益	1,143
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	131
法 人 税 等 調 整 額	160
当 期 純 利 益	851

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	4,036	878	3,041	3,919	130	2,190	2,119	4,440
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△357	△357
当 期 純 利 益							851	851
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	493	493
当 期 末 残 高	4,036	878	3,041	3,919	130	2,190	2,613	4,934

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△2,261	10,135	△203	△203	4	9,935
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△357				△357
当 期 純 利 益		851				851
自己株式の取得	△232	△232				△232
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			206	206	1	207
当期変動額合計	△232	261	206	206	1	469
当 期 末 残 高	△2,494	10,397	2	2	5	10,405

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び

貯蔵品

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～50年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、債務保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建長期借入金及び利息

③ ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、外貨建借入金の為替変動及び金利変動によるリスクを回避するため、金利通貨スワップを利用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に関する見積り

① 当年度の計算書類に計上した金額

減 損 損 失	21百万円
有 形 固 定 資 産	8,792百万円
無 形 固 定 資 産	90百万円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記②連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物	1,210百万円
土 地	3,390百万円
計	4,600百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	300百万円
---------------	--------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,425百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

店舗流通ネット株式会社	718百万円
株式会社味工房スイセン	50百万円
計	768百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	18百万円
② 長期金銭債権	926百万円
③ 短期金銭債務	215百万円
④ 長期金銭債務	4百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,831百万円
売 上 高	139百万円
仕 入 高	320百万円
支払手数料その他の営業取引高	1,372百万円
営業取引以外の取引高	96百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,817,615株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9百万円
賞与引当金	24百万円
貸倒引当金	296百万円
関係会社株式評価損	2,580百万円
減損損失	345百万円
資産除去債務	67百万円
その他	25百万円
繰延税金資産小計	3,349百万円
評価性引当額	△3,232百万円
繰延税金資産合計	116百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	33百万円
固定資産売却益否認	68百万円
有価証券評価差額金	1百万円
繰延税金負債合計	103百万円
繰延税金資産の純額	13百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	事業年度 末 残 高 (百万円)
			役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	(株) ア サ ヒ L & C	100.00	兼任4名	保管・配送 業務委託	物流センターの賃貸	84	前受収益	9
					物流手数料	1,336	未払費用	163
	店舗流通ネット(株)	100.00	兼任3名	債務の保証	債務の保証 (注2)	718	—	—
					保証料の受取	3	—	—
	アルヘイム(株)	98.43	兼任3名	資金の援助 債務の保証	資金の貸付 (注4)	244	長期貸付金	911
					受 取 利 息	2	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には短期借入金・長期貸付金を除いて消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件及びその決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 店舗流通ネット(株)の金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであります。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. アルヘイム(株)に対する長期貸付金911百万円に対し、878百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において211百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,129円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 92円03銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月16日

株式会社ハークスレイ
取締役会 御中

協立監査法人

大阪事務所

代表社員

業務執行社員

公認会計士 公江正典 ㊞

業務執行社員

公認会計士 鈴木宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハークスレイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハークスレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月16日

株式会社ハークスレイ
取締役会 御中

協立監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 公江正典 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハークスレイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社ハークスレイ監査役会

常勤監査役 森田昌作 ㊞
(社外監査役)

社外監査役 鈴木良夫 ㊞

社外監査役 辻本健二 ㊞

以上

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

昨今の新型コロナウイルスの影響により、当社グループを始めとする中食・外食業界を取り巻く外部環境は前例がないほど大きく変動いたしました。加えて持続可能な社会や脱炭素化社会への機運の高まりから、特に環境面に関する企業の社会的責任や経営透明性を追求する声は高まっており、企業を取り巻く状況はより不透明さを増しております。

以前にもまして不確実で見通しのきかない未来において成長を維持するためには、各々の事業がいち早く環境変化に対応し、その先にある新しいマーケットを積極的に開拓することが必要不可欠であると当社グループは考えております。

そのためには各々の事業主体に対し機動的かつ自律的な経営体制の構築を促し、環境変化に対する柔軟性や対応力を兼ね備えた自己変革型企業群を形成すること及びそれを支えるグループ体制の構築が急務であると判断し、この度当社グループは持株会社体制への移行を決定致しました。

今後は新体制への移行を通じて、各事業会社の運営責任の明確化、意思決定の迅速化、新規事業の拡大、M&Aの推進及びガバナンスの強化を推し進め、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

上記理由により当社は、2021年5月に新設した株式会社ほっかほっか亭総本部に対して、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、当社の店舗運営事業及びそれに付帯する業務全般を承継させる吸収分割を行うことに合意し、2021年5月31日付で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割に係る吸収分割契約の内容について、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社ハークスレイ（以下「甲」という。）及び株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 吸収分割の方法

甲は、本契約に定めるところに従って、会社法に定める吸収分割の方法により、甲の店舗運営事業及びそれに付帯する業務全般（以下「本件事業」という。）に関して有する本契約書の3. 権利義務の承継に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

2. 商号及び本店

本件分割の当事者は、次に記載する者とする。

甲（吸収分割会社）

株式会社ハークスレイ

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

乙（吸収分割承継会社）

株式会社ほっかほっか亭総本部

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

3. 権利義務の承継

（1）乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

（2）乙が甲から承継するすべての債務に関しては重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。

（3）（1）に規定する権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本契約により承継することが各契約に定める義務と抵触する場合、その他甲又は乙に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、甲は当該契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を（1）に規定する権利義務から除外することができる。

4. 分割対価

乙は、本件分割に際して、自社の株式1600株を甲に対して交付する。

5. 資本金及び準備金の額

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額を以下のとおりとする。

(1) 資本金の額： 8 0 0 0 万円

(2) 資本準備金の額： 0 円

(3) その他資本剰余金の額：株主資本等変動額から資本金、資本準備金の金額を減じて得た金額

6. 効力発生日

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本件分割の手續の進行に応じて必要があるときは、甲及び乙の合意により、これを変更することができる。

7. 分割の承認決議

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項の承認決議（以下「分割承認決議」という。）を求めるものとする。

8. 競業避止義務

甲は、本件分割後においても、本件事業について法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務は負わない。

9. 条件の変更等

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本契約を変更又は解除することができるものとする。

10. 本契約の効力

本契約は、効力発生日までに甲若しくは乙において分割承認決議が得られなかったとき又は法令に定める関係官庁の許認可等（必要な場合に限る。）が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

11. 協議

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、適宜決定するものとする。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保有する。

2021年 5 月31日

甲（吸収分割会社）
大阪府大阪市北区鶴野町 3 番 1 0 号
株式会社ハークスレイ
代表取締役 青木 達也

乙（吸収分割承継会社）
大阪府大阪市北区鶴野町 3 番 1 0 号
株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 青木 達也

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は効力発生日において甲が有する本事業に属する次の権利とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の計算を基礎とし、本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する現金、預金、売掛金、商品、製品、原材料、未収入金、その他流動資産

(2) 固定資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具、備品、リース資産、無形固定資産、その他固定資産

(3) 投資、その他の資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する長期貸付金、敷金、保証金、長期未収入金等その他の資産

2. 承継する債務

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する買掛金、借入金、未払金、未払費用、預り金、長期預り保証金、資産除去債務及びその他負債

3. 承継する雇用契約等

甲は、本件事業に従事する当社の従業員のうち、吸収分割効力発生日において在籍している者については、全員乙が承継し、以後乙の従業員として雇用する。

4. 承継するその他の権利義務等 雇用契約以外の契約

本事業に関して当社が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち甲が乙に承継する必要があると判断したもの。

5. 承継する契約その他の権利義務（上記「1.」から「4.」に係るものを除く。）

効力発生日における本件事業に係る契約その他の権利義務のうち甲が乙に承継する必要があると判断したもの。

6. 承継する許認可等

効力発生日において、当社が保有している本件事業に係る許可、認可、承認登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1)対価の相当性に関する事項

①対価の総数に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は新たに普通株式1,600株を発行しその全てを分割会社である当社に発行いたします。当社は承継会社の完全親会社であり、本吸収分割に際して承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されるため、承継会社が発行する株式数については、当社および承継会社の協議により決定しており、相当であると判断しております。

②吸収分割により増加する当社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金等の額は、次のとおりであり、本吸収分割後の事業内容並びに当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断しております。

株式会社ほっかほっか亭総本部

イ. 資本金 80,000,000 円

ロ. 資本準備金 0 円

ハ. その他資本剰余金 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

(2)株式会社ほっかほっか亭総本部における最終事業年度に係る計算書類等

同社は2021年5月に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立日における貸借対照表は以下のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 現預金	20,000千円	(純資産の部) 資本金	20,000千円
資産合計	20,000	負債・純資産合計	20,000

(3)吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①当社

該当事項はありません。

②株式会社ほっかほっか亭総本部

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、当社の店舗運営事業及びそれに付帯する業務全般を吸収分割の方法により100%子会社に承継させ、当社は持株会社となります。これに伴い、第1号議案が承認可決されることを条件として、定款第2条（目的）を変更するものであります。

併せて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第25条（取締役の責任免除）及び第31条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

なお、定款第25条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

つきましては、2021年10月1日にそれぞれの効力が発生する旨の付則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むこと <u>並びに次の事業を営む会社（外国法人を含む。）、その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援および管理することを目的とする。</u>
1. ～32. （条文省略） （取締役の責任免除） 第25条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	1. ～32. （現行どおり） （取締役の責任免除） 第25条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 付則 (新設)	② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除) 第31条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 付則 <u>第2条（目的）、第25条（取締役の責任免除）および第31条（監査役の責任免除）の規定の変更は、2021年10月1日にその効力を生ずるものとする。なお、本付則は、上記の効力発生日経過後これを削除する。</u>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役を1名増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
※ よ ね だ の り ひ ろ 米 田 憲 弘 (1961年9月20日生)	1985年4月 ㈱埼玉銀行（現㈱りそな銀行） 大阪支店入行 2008年4月 同天六・都島エリア営業第三部長 2008年10月 同都島・城東エリア営業第三部長 2009年7月 同枚方・寝屋川エリア営業第四部長 2011年7月 同箕面エリア営業部長 2014年11月 りそなカード㈱関西営業部長 2017年10月 同カード審査部兼大阪管理部 統括部長 2021年2月 当社経営企画室顧問（現任）	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 米田憲弘氏は、社外監査役候補者であります。
4. 米田憲弘氏を社外監査役候補者とした理由は、財務及び会計に相当の知見を有しており、また金融機関出身者として専門的見地を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「事業報告」の「2. 会社の現況」「(3)会社役員の状況」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 米田憲弘氏の監査役の選任が承認された場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額といたします。
7. 米田憲弘氏の略歴に当社経営企画室顧問とありますが、当社の業務執行者もしくは従業員を意味するものではありません。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

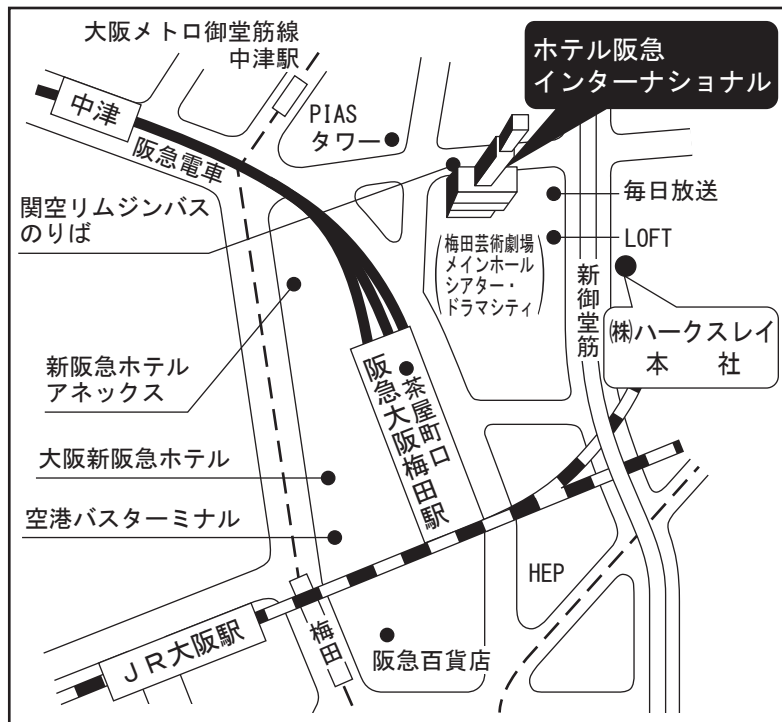
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内略図

(会 場) 大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル
4階 紫苑の間



交通機関 ◎阪急大梅田駅茶屋町口より 徒歩3分
◎JR大阪駅より 徒歩8分

当社は、株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。